# 委員会提出第 2 号議案

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2 月22日

提出者 議会運営委員会委員長 手 塚 歳 久

# (説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正及び市の組織改正に伴い、 所要の改正を行うものであります。

### 府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

府中市議会委員会条例(昭和31年9月府中市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「置く」を「置き、議員は少なくとも1の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となる」に改める。

第2条中「税務管財部」を「行政管理部」に、「厚生経済委員会」を「厚生委員会」に、「市民生活部、福祉保健部及び農業委員会の所管に属する事項」を「市民部及び福祉保健部の所管に属する事項並びに生活環境部の所管する事項のうち市民活動及びコミュニティに関する事項」に、「環境安全部及び都市整備部の所管に属する事項」を「都市整備部及び農業委員会の所管に属する事項並びに生活環境部の所管に属する事項(市民活動及びコミュニティに関する事項を除く。)」に改める。

第4条第2項中「の委員」の次に「(以下「議会運営委員」という。)」を加える。

第6条第2項中「の委員」の次に「(以下「特別委員」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

第7条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長が会議に諮って指名することにより行うものとする。ただし、閉会中においては、議長の指名により行うことができるものとする」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任を行うものとする。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の改正規定の施行の際、この条例による改正前の府中市議会委員会条例第2条の規定によりそれぞれの常任委員会において継続して審査され、又は調査を行っている事件については、この条例による改正後の府中市議会委員会条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

新

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置き、議員は少なくとも1の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となる。

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

### 第2条 省 略

総務委員会 8人

政策総務部、<u>行政管理部</u>、事業部、出納課、選挙管理委員会及び監査委員の 所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

文教委員会 8人

文化スポーツ部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に属する事項

厚生委員会 7人

市民部及び福祉保健部の所管に属する事項並びに生活環境部の所管する事項 のうち市民活動及びコミュニティに関する事項

建設環境委員会 7人

都市整備部及び農業委員会の所管に属する事項並びに生活環境部の所管に属する事項(市民活動及びコミュニティに関する事項を除く。)

(議会運営委員会の設置)

## 第4条 省 略

- 2 議会運営委員会の委員<u>(以下「議会運営委員」という。)</u>の定数は、10人 とする。
- 3 省 略 (特別委員会の設置)

### 第6条 省 略

- 2 特別委員会の委員<u>(以下「特別委員」という。)</u>の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(委員の選任)

(\_\_\_\_\_は、改正部分)

旧

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 省 略

総務委員会 8人

政策総務部、<u>税務管財部</u>、事業部、出納課、選挙管理委員会及び監査委員の 所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

文教委員会 8人

文化スポーツ部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に属する事項 厚生経済委員会 7人

市民生活部、福祉保健部及び農業委員会の所管に属する事項

建設環境委員会 7人

環境安全部及び都市整備部の所管に属する事項

(議会運営委員会の設置)

第4条 省 略

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、10人とする。
- 3 省 略 (特別委員会の設置)

第6条 省 略

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(追 加)

(委員の選任)

- 第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。) <u>の選任</u> は、議長が会議に諮って指名することにより行うものとする。ただし、閉会中 においては、議長の指名により行うことができるものとする。
- 2議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任を行うものとする。3~4省

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 第2条の改正規定の施行の際、この条例による改正前の府中市議会委員会条例第2条の規定によりそれぞれの常任委員会において継続して審査され、又は調査を行っている事件については、この条例による改正後の府中市議会委員会条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)<u>は、議長が会議に諮って指名する</u>。

(追 加)

<u>2~3</u> 省略